

# 平成29年第2回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成29年6月6日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之      2番 田中唯登志      3番 廣崎誠治      4番 荒牧弘敏  
5番 高畑広視      6番 宮崎昌宗      7番 峯 新一      8番 三田敏和  
9番 大山 晃      10番 茂呂孝志      11番 宮本理一郎      12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 古原典幸  
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲  
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 福本豊彦  
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

（議会事務局長 宮秋伸一）

（議会事務局係長 岩井英樹）

## ○議事日程

平成29年第2回定例会議事日程（1日目）

平成29年6月6日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2号 平成28年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成28事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について
- 日程第 6 報告第 4号 しんよしとみ街づくり有限会社の平成28事業年度の決算及び平成29事業年度の事業計画について
- 日程第 7 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第31号 平成29年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第32号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第34号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

議案第33号 平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

文教・厚生常任委員会

議案第32号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

予算決算常任委員会

議案第31号 平成29年度上毛町一般会計補正予算（第1号）

## ○ 会 議 の 経 過 (初日)

開会 午前10時00分

○議長 (安元慶彦君) 皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成29年第2回上毛町議会定例会を開催します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、ごらんください。

---

○議長 (安元慶彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、8番三田議員、9番大山議員を指名します。

---

○議長 (安元慶彦君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、6月2日に委員会を開催していただき、定例会の会期を本日から16日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日から16日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間とすることに決定しました。

---

○議長 (安元慶彦君) 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に提出される予定の議案は、町長から報告3件、条例案2件、予算案4件と議員提出の選挙1件の計10議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の運営資料1ページをごらんください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。報告第2号から4号の3件と議案第29号、30号の2件は、本日

受理、審議、採決を行い、残りの4案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。また、議員提出の選挙第1号については、最終日に上程し、受理、審議、採決を行う予定です。

ここで皆様をお願いいたしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

6月9日、10日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、9日に一般質問が全部終了すれば、10日は休会とします。

6月14日に文教・厚生常任委員会、総務、産業・建設常任委員会、予算決算常任委員会を開催いたしたいと思っております。6月16日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告いたしました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4報告第2号、日程第5報告第3号、日程第6報告第4号、日程第7議案第29号、日程第8議案第30号、日程第9議案第31号、日程第10議案第32号、日程第11議案第33号、日程第12議案第34号、以上9件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、地方財政の借り入れ残高は、平成27年度末で199兆円と、近年の地方税収等の落ち込みや財源不足の補填、景気対策のための地方債の増発等により極めて高

い水準にあり、今後もその償還額の負担が高水準で続くため、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。また、平成27年度の全国市町村の経常収支比率は、前年度と比べて1.3ポイント低下したものの、依然として弾力性に乏しい財政状況が続いております。

また、地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、平成16年度から平成19年度まで大幅に削減された後、平成20年度から平成22年度まで増額されました。平成23年度は、臨時財政対策債の大幅な減額により、総額で1.1兆円の減額となりました。平成28年度は、地方税収の増加により、平成22年度以降で最も低い水準となっております。

本町の普通交付税の状況につきましては、御承知のとおり、平成18年度から平成27年度までの10年間の合併算定がえ期間が終了し、平成28年度からその縮減措置の適用が始まり、平成33年度から上毛町本来の普通交付税額となります。

合併以降、合併算定がえによる増加額は、平成25年度の4億8,600万円を最高額に、平成28年度では2億3,200万円まで年々縮小されています。貴重な財源である普通交付税が現状より少なくなることは、本町の財政運営に多大な影響をもたらすことは確実であります。このため、合併以降、新規町債の発行抑制、町債の任意繰り上げ償還等の行財政改革に取り組み、行政サービスの水準を維持、向上させるためのさまざまな備えを行ってまいりました。

現在、国の経済財政諮問会議において、地方の基金のあり方について議論がなされていますが、本町の標準財政規模に対する基金残高の水準は全国でもトップクラスであり、まさに将来のための備えに万全を期しているといえます。

こうした流れの中、本町においては、本年度、第2次総合計画スタートの年であり、少子高齢化、人口減少、2040年自治体消滅論と大きな課題を抱えている中、この10年間に上毛町の未来がかかっていると言っても過言ではありません。町としては、子育て支援のさらなる充実を図り、定住対策を推進するなど、町の将来を見据えた持続可能なまちづくり、成長と分配の好循環をさまざまな角度から検証し、構築していかなければならないと考えているところであります。

特に、少子高齢化に伴う人口減少問題は喫緊の課題となっておりますが、最大の要因は、子育てから高齢者までの社会保障全般を働く世代が支え切れなくなっていることとあります。働く世代をいかに元気にしていくか、いかに次世代に稼ぐ力を習得し

てもらおうか、これが今後最大のテーマになると思っております。

この構造上の問題は、消費増税のみで賄えるかどうかも疑問ですが、中長期的には、先送りをやめ、財源不足と向き合って、未来の働く世代をしっかりと教育し、全国民共通の課題として対応していくしかありません。

「人」が「モノ」をつくり、「金」を生み出すわけですが、当然つくる「モノ」は本物でなければ、国であっても、町であっても、会社であっても、個人であっても信用をなくします。私たちは本物を学び、本物をつくり、またそれを進化させていくことを目標にすべきと考えますし、それが九州一輝くまちとなって、人口増加へつながると確信します。

口で言うのは簡単ですが、次世代の育成についても、まず大人自身が模範を示すことが肝要です。つまり先輩が考え、行動し、成果を出す一連のサイクルを見せることが、後輩にとって感動と尊敬、そして強固な師弟関係を築く教育の原点であると信ずるものであります。

行政がそこまでする必要があるのかという声もあろうというふうに思いますが、国の一大事、町の一大事に民間も行政もないというふうに思っております。百聞は一見にしかず、今後も各課連携のもとに全国の先進地を調査・研究し、英知と情熱を融合させながら、さらにワンランク上の全国のモデルとなる事業を目指してまいります。先進地を学び、昨年度スタートしたふるさと納税は、まもなく「さとふる」に加えて、「ふるさとチョイス」にも参入いたしますが、まだまだ伸びしろが十分あると思っております。

また、世界一の辻口シェフに本町の事業に参画いただければ、その経済効果ははかり知れないものがあると考えております。さらに、世界一のシェフと九州一を目指す町内生産者とのコラボが実現すれば、新規就農者の育成、特産品の開発、販路拡大等、一次産業の活路が開けるものと考えています。たった一つの本物やほんの小さな成功が二つ、三つと広がることで、多くの町民にとって誇れるまちとしての愛着にもつながると考えますし、これから移住・定住を考える人にとっても、好材料、好条件となるはずであります。どうか議員各位の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、報告案件3件、専決処分2件、補正予算4件の

計9案件であります。

順次、御説明をいたします。

報告第2号、平成28年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成28年度において御可決いただきました通知カード発行業務や企業誘致条件整備事業、道路新設改良事業などの各繰り越し事業について、それぞれの事業の繰り越し額が確定いたしましたので、ここに報告するものであります。

報告第3号、平成28事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。平成28事業年度の土地開発公社の事業内容につきましては、前年度の事業年度同様、一般管理費のみの執行となった決算であり、新たな企業の立地、あるいは工場用地の拡大等に伴う用地購入・造成等といった具体的な事業展開には至ることなく年度を終了いたしました。27年度の工場適地調査及び28年度の現地確認等を踏まえ、今後十分精査し、先行取得等も含めた動きを加速させてまいります。

先般、5月24日の公社役員会におきまして、決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号、しんよしみ街づくり有限会社の平成28事業年度の決算及び平成29事業年度の事業計画について。道の駅につきましては、28事業年度においても、約565万円の赤字決算となりました。28年度にオープンしたピッツェリア・フィエロは順調に推移をしており、330万円ほどの経常利益を上げており、ふるさと納税の取り扱い業者として200万円の収益を計上しておりますが、物産館本体は東九州自動車道全線開通の影響を大きく受けたことと、一昨年から引き続く営業不振に、フィエロオープンによる物産館への好循環がうまく機能しなかったことによるものと受けとめております。

いずれにせよ、このような結果を真摯に受けとめ、28年度になし得た改革はさらに好循環に結びつけ、なし得なかった改革を着実に実施、遂行する体制を再構築し、29年度に臨み、今後さらなる経営改善を図り、お客様、出荷者から愛される道の駅を目指すとともに、収益の向上に努めてまいります。

先般、5月17日のしんよしみ街づくり有限会社通常総会におきまして、決算等を御承認いただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第29号、専決処分承認を求めることについて。上毛町税条例の一部を改正



する条例であります。今回の改正は、主として個人住民税における株式等の配当等の課税方式を選択可能とする規定の整備と、配偶者特別控除見直しによる規定の整備、固定資産税における災害等の特例規定の常設化及び保育の受け皿の整備促進のための措置の創設、軽自動車税におけるグリーン化特例の2年延長などについて一部改正を行うものであり、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、本町の税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて。上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。今回の一部改正は、軽減判定の算定方法のうち、2割、5割軽減の基準額の見直し改正により一部改正を行うものであり、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、本町の国保税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第31号、平成29年度上毛町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は2,369万1,000円で、歳入歳出予算総額48億169万1,000円とするものであります。

歳出全般では、職員の人事異動等に伴う人件費等の組みかえを行っております。

その他、主なものとして、総務費では、企画費において、自治総合センターの宝くじの社会貢献事業としてのコミュニティ助成事業の交付決定による補助金、電子計算費において、今後の修繕費と子育てワンストップサービス接続に係る県の協議会への負担金を計上するものであります。

民生費では、児童福祉費において、子育てワンストップサービスに伴う経費と、保育士の産休・育休見込みによる嘱託保育士の賃金を計上しております。

農林水産費では、農業振興費において、活力ある高収益型園芸産地育成事業の活用による補助金により、機械購入の助成を行う経費を計上し、多面的機能支払交付金において、28年度で活動を終了した組織に係る交付金の減額を行っております。

土木費では、土木総務費において、東九州自動車道整備に伴い、NEXCOより町へ移管がなされる道路用地の登記事務のための臨時職員賃金を計上いたしております。

消防費では、消防団員退職報償金6名分を計上するものであります。

教育費では、道徳の教科書採択に係る協議会の負担金及び県道徳教育の実践的研究

指定を受けたことによる事業負担金を、文化財保護費においては、国指定の豊前神楽に町内三つの神楽講が加入し、統一した幕を作成するための助成金を計上するものがあります。

諸支出金としては、平成28年度のふるさと納税額確定による基金積立金を計上いたしております。ふるさと納税は、28年度の総寄附額が8,800万円超で、4月14日で累計1億円を突破したところであります。

今回の補正財源といたしましては、特定財源の県支出金で、多面的機能支払交付金の減額と、活力ある高収益型園芸産地育成事業及び福岡県道徳教育推進事業委託金等々で、合わせまして26万2,000円を減額、18款繰越金で1,300万円を計上いたしております。これは、28年度に受け入れましたふるさと寄附金の最終的な積立額確定によるものであります。諸収入として、消防団員退職報償金、自治総合センター助成金、合わせまして598万8,000円を計上いたしております。その他、一般財源として、普通交付税で496万5,000円を充当いたしております。

議案第32号、平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は473万3,000円を減額して、歳入歳出予算総額1億3,509万3,000円とするものであります。4月の職員人事異動に伴う補正であります。

議案第33号、平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は124万9,000円を減額して、歳入歳出予算総額6,009万3,000円とするものであります。4月の職員人事異動に伴う補正であります。

議案第34号、平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は50万8,000円を減額して、歳入歳出予算総額1億2,444万2,000円とするものであります。4月の職員人事異動に伴う補正であります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただきまして、御承認、御可決いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議す

る案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

---

○議長(安元慶彦君) これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、報告第2号、平成28年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(岡崎 浩君) それでは、報告第2号について、私のほうから御報告をさせていただきます。

平成28年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告するものでございます。

繰越計算書の表を掲げております。国庫補助金、交付金等に基づく事業や発注等に期間を要する事業の4事業を合わせまして1,419万3,000円を、28年度から29年度へ繰り越すものでございます。各事業別の繰り越し額については、表中のとおりでございます。平成29年6月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長(安元慶彦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三田議員。

○8番(三田敏和君) 土木費において600万円を繰り越しされておりますが、これはどこの部分でしょうか。

○議長(安元慶彦君) 建設課長。

○建設課長(福本豊彦君) 議員の御質問の分につきましては、今回、下野地一百留線の一部でございます。

○議長(安元慶彦君) ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）消防費のところですが、防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業ですが、一部、一般財源が生じていますが、どういう理由から一般財源が生じたのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）これは、福岡県の防災・行政情報通信ネットワークの部分で、町が起債する部分で、残額を一般財源に充当しておるということでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）日程第5、報告第3号、平成28事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）それでは、報告第3号につきまして御説明をさせていただきますが、この土地開発公社の所管課が本年4月1日より企画情報課から開発交流推進課に移管をされましたので、説明につきましては私のほうからさせていただきます。

それでは、報告第3号、平成28事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。平成28事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成29年6月6日、上毛町長、坪根秀介。

それでは、報告書の1ページをお開きください。

まず事業の概要でございますが、概略を申し上げます。平成28年度の日本経済を見ると、アベノミクスの取り組みのもと、経済再生、デフレ脱却に向けた進捗が見られ、また企業収益が高水準で推移するなど、雇用・所得環境が改善をしている。国における今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、経済再生なくしては財政健全化なしを基本とし、名目GDP600兆円経済の実現と平成32年度の財政健全化の目標の達成を目指し、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていく。

また日本経済におけるリーディング産業である自動車産業関連企業が上毛町にも多くあり、福岡県としても北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想により、地域の力を結集し、アジアの一大生産拠点の構築を目指しているが、企業立地の状況は、電気業を除き、依然厳しい現状であると思われる。

本公社においては、平成28事業年度は、新たな企業立地、あるいは工場用地の拡大等に伴う用地の購入・造成等といった具体的な事業展開には至らなかったということで、以上が事業の概要でございます。

次に、理事会の議決事項ということで、表にお示ししておりますように、平成28事業年度におきましては、3回の理事会を開催いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

収入、支出、決算でございます。

収入でございますが、収入済み額で御報告をさせていただきます。

1款1項1目基本財産果実1,246円、2項1目預金利子1円、3項1目補助金16万7,440円で、1款事業外収入の合計が16万8,687円、2款1項1目繰越金が1万244円で収入合計が17万8,931円となっております。

次に、支出でございます。5ページをお願いいたします。支出済み額で御報告をいたします。

1款1項1目費用弁償10万円、2目旅費1万7,440円、5目公租公課費5万円で、1款管理費の合計16万7,440円。2款事業支出、3款予備費については支出がなく、支出合計16万7,440円となっております。

平成28事業年度の剰余金の処分につきましては、9ページをごらんいただきたいと思っております。

当年度末利益剰余金1万1,491円につきましては、次期繰越準備金として処分をさせていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。

財務諸表といたしまして、貸借対照表でございます。資産合計及び負債、資本合計それぞれ505万1,051円となっております。

次に、7ページをお願いします。

損益計算書として、当期利益金は1,247円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書といたしまして、現金及び現金同等物期末残高は505万1,051円となっております。

次に10ページをお願いいたします。

財産目録でございます。平成29年3月31日現在の正味財産は501万1,491円となっております。

次に、11ページから15ページに附属明細書といたしまして、資産、負債及び資本の区分、それから収益及び費用の区分、販売費及び一般管理費用、また16ページのほうに監査意見書を添付させていただいております。

以上で、報告第3号、平成28事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）この土地開発公社は、ここ数年、一般管理費のみの計上ですが、国もこれは解散する方向で指導していると思えますけれども、上毛町が依然としてこの土地開発公社を必要と考える理由についてお聞きいたします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）開発公社が必要かという御質問だと思いますが、この開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律というところで、旧新吉富村時代から設置している土地開発公社が、今回、上毛町のほうに移行されて、現在、存続をしているということでございます。この土地開発公社のメリットといたしましては、もし用地を取得する場合は、議会の議決で債務保証等を御可決いただければ、機動的な運用ができるというようなメリットがございますので、今言われますように、これが必要かということになれば、そういう機動的なところを考えれば、土地開発公社は必要だということが一つございます。

それから、もう一つの考え方としては、町独自で用地を取得するというようなこともできますので、そういう両方のメリット・デメリットを、今回しっかり調査をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今言うように機動力の面から見れば、この土地開発公社は必要というふうに我々は考えております。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）国のほうは、開発公社をなくす方向でという指導ではないんですか。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）国の指導につきましては、過去、いつでしたか、土地の高騰等で公有地がなかなか取得できないというような状況で、この土地開発公社を活用して土地を求めるといような推進がなされておりました。そのときに、塩漬けで土地が売れないといような公共団体等がかなりございましたので、そういうところから見て、国のほうは土地開発公社をなくして、地方公共団体のほうに引き取って、負の財産として上げるべきだといようなことで、そういう廃止の指導があったということでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）日程第6、報告第4号、しんよしとみ街づくり有限会社の平成28事業年度の決算及び平成29事業年度の事業計画についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）それでは、報告第4号について説明させていただきます。

報告第4号、しんよしとみ街づくり有限会社の平成28事業年度の決算及び平成29事業年度の事業計画について。しんよしとみ街づくり有限会社の平成28事業年度の決算及び平成29事業年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成29年6月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

内容につきましては、5月17日に開催されましたしんよしとみ街づくり有限会社総会におきまして御承認いただきました資料に基づき報告させていただきます。

まず、決算全体でございますが、簡単な概略です。28事業年度の道の駅しんよしとみの決算上の売り上げの実績でございますが、1億3,450万円余りで、前年度より4,370万円ほどふえております。これは、ピッツェリア・フィエロが昨年10月

に操業を開始したことと、またふるさと納税事業を昨年9月から株式会社さとふると業務提携を行い、実施してきたことによるものでございます。しかしながら、町長の答弁にもございましたが、東九州道、北九州―宮崎間が全面開通及び熊本地震等の影響により、国道10号線の交通量が大幅に減少しております。物産館の売り上げに大きな影響を与えておまして、駅全体の収支は厳しい状況でございました。

それでは、決算報告の1ページをお開きください。

決算報告書、貸借対照表でございます。左側、資産の部でございますが、現金、預金など流動資産の計が3,182万730円、それから、建物、構築物ほか、出資金を含めた固定資産が1,238万8,755円です。繰り延べ資産が289万3,630円で、資産の合計が4,710万3,115円でございます。

右側の負債の部でございますが、買掛金、未払い費用など、流動負債合計が2,315万4,436円です。長期借入金の固定負債が1,800万円で、負債合計が4,115万4,436円でございます。

そして、その下、純資産の部で、資本金が2,050万円と利益剰余金がマイナス1,455万1,320円となっております。純資産合計が594万8,679円になります。後に出てきますが、株主資本等変動計算書の純資産合計額と同じになっております。下の負債、純資産の合計が左側の資産の合計と同額でございます。4,710万3,115円であります。

次のページをお開きください。

損益計算書でございます。この表の一番右側の数字を御確認ください。先ほど申しましたが、1億3,453万4,178円、これが売上高の合計で、対前年度比で4,375万円程度の増になっております。その下にあります売上原価は8,126万3,299円で、対前年度比で3,038万円の増額になっております。中段にあります売上総利益金額は5,327万879円で、前年度比で1,300万円程度の増になっております。

それから、販売費及び一般管理費につきましては、5,888万109円で、詳細については後で出てまいります。これはフィエロの開店等による人件費などの増から、前年度より1,302万円程度の増額になっております。

売上総利益金額との差、マイナス560万9,230円が当期の営業損失金額になっております。これから営業外収益の27万7,840円を加えまして、その下の法人税



など18万2,650円を差し引いた金額565万7,704円が当期の純損失金額ということになっております。

次のページをお開きください。部門別の損益計算書をおつけしております。

物産館につきましては、純売上高が8,669万6,573円で、売上原価が4,953万9,586円ありますので、売上総損益金額が3,715万6,987円になっています。それから、販売費及び一般管理費の4,831万2,871円を差し引きますと、営業損益金額がマイナス1,115万5,884円であり、それに営業外収益の27万7,835円を加え、法人税等の18万2,650円を引きますと、当期純損益金額はマイナス1,106万704円になります。

昨年度は10号線沿いの看板の設置や子供連れのお客さんに人気のあるヤギ関連の経費などが、例年になく経費として計上させていただいておりますので、経費が膨らんでいるところもございます。

次に、フィエロにつきましては、純売上高2,138万4,170円で、売上原価が734万1,985円になり、売上総損益金額が1,404万2,185円になります。販売費及び一般管理費1,056万7,238円を差し引きますと、営業損益は347万497円のプラスになります。それから、営業外収益13円を足して、営業費用14万3,667円を引きますと、当期純損益金額はプラス333万1,293円になります。

今言っております金額につきましては、次のページの最初に損益金額が明記されております。

最後に「さとふる」につきましては、純売上高が2,645万3,435円で、売上原価が2,438万1,728円になり、売上総損益金額がイコール当期純損益金額でございます。プラスの207万1,707円となっております。

よって、総合計の当期純損益金額は合計でマイナス565万7,704円になっております。

次のページをお開きください。

次のページにつきましては、販売費及び一般管理費の科目別の明細になっております。御確認していただければと思います。

次のページをお開きください。

これは、先ほど言いました株主資本等変動計算書でございます。当期の純損失額マ

イナス565万7,704円が計上され、当期末の純資産合計残高が594万8,679円となっております。

次のページをお開きください。

キャッシュフローの計算書でございます。一番下にある金額1,881万9,925円、これが現金として使える金額ということで、金の流れを明記したキャッシュフローの計算書がついております。御確認ください。

次のページをお開きください。

監査報告をつけております。

次のページをお開きください。

平成29年度の計画でございます。基本方針ということで朗読させていただきます「平成28年度から開始した飲食事業ピッツェリア・フィエロやふるさと納税の返礼品取り扱い量を着実に拡大させ、確実な利益確保を図るとともに、直売所の原点に立ち返り、生鮮野菜等の物量確保に向けた取り組みを強化し、長年続く、物産館の赤字経営からの脱却を図る」という基本方針のもとに、下に各部門別に事業内容を書いております。

物産館につきましては、明記しておりますとおり、物販事業、特産品開発事業、イベント事業の実施や情報発信の強化により、集客力及び売り上げの向上に努めるということでございます。

次のページをお開きください。

飲食事業につきましては、季節ごとのイベントの実施や新メニューの開発を行い、その内容を情報発信することで集客の増、売り上げの増につなげると。また、後退しております原価率の改善や売り上げ向上の分析などを行い、軽費の削減にも努めていくということと考えております。

その他事業といたしましては、さとふる納税事業に積極的に取り組み、人気返礼品の取り扱い強化や新たに返礼品の開拓、開発を行い、駅の利益の向上を図ってまいります。また、その他に高齢者向けの食料等宅配サービスや大ノ瀬官衙遺跡を活用した外部イベントの招致を行い、直売所、飲食施設の利益向上につなげるよう図ってまいるといって計画を実行してまいるといって計画でございます。

次のページをお開きください。

平成29年度の収支予算でございます。初めに、収入の部でございます。前年度の

決算額を基準に積算しております。まず、1、売り上げ等の収益でございます。その中の1、町外委託売り上げ1,000万円、2、生産者手数料1,500万円につきましては、28年度の決算5%アップで目標値として計上させていただいております。

3の仕入れ商品売り上げ560万につきましては、28年度の実績によるものでございます。

4番、ふるさと納税の売り上げにつきましては、年間売り上げ9,600万円を見込んでおります。利益として、ふるさと納税返礼品最低利率の5%の金額で計算しております。その金額として480万円を計上させていただいております。それとあと、自動販売機手数料300万を合わせますと3,840万円。

2の飲食施設の収入でございます。月額、平均300万の売り上げを見込んでおります。3,600万円を計上しております。

3、その他収入でございます。1、指定管理料、今年度より850万、2、委託管理料、これは先ほど言いました高齢者向けの食品等宅配サービスモデル事業を町のほうから受託しております、その金額でございます。それと賃貸料収入415万、雑収入85万、計1,442万を計上しております。合計で8,882万でございます。

次のページをお開きください。今度は支出の部でございます。

まずは人件費でございますが、フィエロの関係の人件費が増額になり、前年度650万円増で3,060万円を計上しております。

続いて、管理費の関係でございます。物産館につきましては、平成28年度の実績等により計上しております。フィエロの管理費につきましても、前年度の実績により経費換算いたしまして計上しております。管理費合計金額は3,197万で、前年度より539万の増となっております。これはフィエロの管理費の増によるものでございます。

次に、商品仕入れでございます。これは、フィエロの原材料費によるものでございます。3,600万円の売り上げに対して、原価率30%を見ておりますので、1,080万円を計上させていただいております。また、融資返戻用として240万円を計上しております。

支出の合計が7,577万円になります。よって、収支差し引きによる利益見込み額は1,305万程度ということで予算を組ませていただいております。

以上でございます。

これで報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）ただいまの説明をお伺いしまして、これは容易ならざる状況だなというふうに思います。つまり、売り上げが1億3,000万あって、上がりが5,300万、そしてコストが5,800万、差し引き560万の赤ということでございますが、これに対して、当初予定しておりましたところの本体に相乗効果を与えようという意味合いで設置しましたフィエロ。フィエロは、予定どおりの数字を計上してございますが、何せ本体の状況が悪いために、相乗効果というよりも穴埋め状態になっていると。しかも、ふるさと納税をもプラスしても赤の状態であるという状況に、今、今年度の予定予算計画書が出ておりますが、これを実際にこうするには、相当な努力が要ると思います。

つまり、先ほど申されましたように、周辺外的要因による影響度が非常に大きかったということでございますが、果たして本館、物産館のほうでそれなりの販売努力とか、一人一人の数字を上げようという認識度、あるいは教育、そういったものが徹底できているのかどうかという不安がございます。したがって、今、課長が計画を発表いたしました、これを実行するにはそれ相応の努力と覚悟が必要かと思いますが、いかがでございますか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）宮本議員がおっしゃるとおり、この収益に関しまして、特に本丸である直売所につきましては、現状維持を含めたところで5%アップということで、目標値は若干少のうございますが、フィエロ、あとはふるさと納税を含めたところで収益を上げていくと。先ほど言われました直売所につきましては、前年度比がマイナスにならないように、まず最初の目標として掲げております。それにつきましては、先ほど言われましたが、従業員の教育なり、みんなの意識の向上が必要だと考えております。今年度から、例えば会計のほうにつきましては、会計士と毎月1回、道の駅を入れて協議するようにはしております。経営上の再チェックも行うようには、道の駅の従業員と行政とタイアップしながら、前年比、最低でもマイナスにならないように。この計画でいきますと1,900万の黒になる。この計画どおりにいけるよう

に、頑張っていきたいと考えております。

終わります。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）部門別の損益計算書を見ると、フィエロの分について、私が3月議会で一般質問しましたけれど、10月、11月、12月、1月ときて、残りの2月、3月が幾ら売り上げたのかどうか。実質、これ、333万の利益となっていますけれど、この分については、シェフの給料23万の12カ月分、実質276万、別に払っていますよね。これを入れると、実質57万しか利益が出ていないという形ですよ、これ。

それともう一つ、心配な点は、資本金は500万ぐらいしかない状況で、このままいって、資本金割れになるときに、出資している企業のほうから大丈夫かという声が出なかったのかどうか。資本金の増額を認めてくれるかどうか。その辺の関係はどうなんでしょうかね。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）最初に、委託料といいますか、シェフの分を含めたところで、この決算書で333万のプラスでございます。それは経費等を引いて、333万のプラスでございます。

あと、資本金のほうでございますが、今回の社員総会にかけましても、今回の計画でいろいろ御意見もいただきまして、順調にこの計画が実行できれば1,900万の黒字経営になるということで、今年度におきましては、この計画を承認していただきまして、一応増資のお話は、今回はまだしておりません。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）29年度に指定管理料をふやしていますので、その分だけでも400万ぐらいふえています。その分、利益が出ると考えているんですかね。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、この部分、フィエロ、それからふるさと納税は、28年度は半年ですね。ですから、通年の部分でそれぞれに上乘せがあった部分、プラス、当然指定管理料を上げていただいた部分もあります。

それと、先ほど企画情報課長が説明いたしましたとおり、29年度の売り上げは過大な見積もりをしなくて、とにかく5%、何が何でも上げていくと。最低限、ここは頑張れという形での物産館のほうの金額になっておりますので、しっかりその辺を現場で動かして、行政側も支えてクリアしていきたいと考えているところです。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）フィエロは、28年度事業年度では約半年間やっていますけれど、客数と売り上げについて、私、数字をいただいていますけれど、この数字は当初予想した数字であったのかどうか。

それから、29年度事業では、4、5の客数と売り上げが大体どのくらいあるのか、お尋ねします。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）29年度の売り上げにつきましては、28年度半年で2,100万ということで、この金額は年間で計算すれば四、五千万という金額になるので、ある程度、妥当な金額と思っております。今年度残りの4月、5月の金額につきましては、4月が240万程度、5月が280万程度ということでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）フィエロは、昨年10月が約6,900人来ているんですね。3月は2,200人程度ですか。大体3分の1に落ちているんですよ。それで、29年度の計画から見ると、次、300万円の売り上げですけど、かなり29年度も売り上げについては厳しい状況に陥らざるを得ないのかなという、私なりの観測ですが、どうですかね、実績から見て。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）今の実績、数値で言いますと、目標を若干切れているのは確かでございます。目標を300万と私、申しまして、実績が若干切れております。

けれど、先ほど申しましたが、この事業計画の中で、もちろん全ての飲食店はそういうことをしなくちゃいけないと思うんですが、イベントや新しいメニュー、またエリアの確保をしながら、今の固定客をずっと押さえながら、新しいお客さんを導くようにしていき、この目標を達成したいと思っております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）29年度の事業計画で、その他事業の中で大ノ瀬官衙遺跡の活用ということがございます。これまで道の駅の大きな集客力の一つとして、官衙遺跡の景観作物というか、そういったのがあったと思いますが、たしか管理される方が28年度まででやめて、29年度は新たに探さないといけないということだったと思いますが、その辺の進捗というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）議員から御質問のありました大ノ瀬官衙遺跡の景観作物の管理の件ですけれども、大ノ瀬自治会が平成28年末に管理できないということで、自治会のほうから申し入れがございました。平成29年度になりまして、急遽、管理する業者を探さないといけないことになり、平成29年度については、ゴールデンウィーク明けから景観管理をしていかないと作物が間に合わないということもあり、急遽、随意契約ということで、業者のほうを選定させていただいております。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）この平成29年度の事業計画なんですけれども、そもそもこれはどこがつけられた計画でしょうか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）基本的には駅でございますが、行政と協議しながら作成いたしました。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）ちょっとお伺いしたいんですけれども、まず、物販事業の買い取り方針の検討ということで、そちらはどういうふうな方針の転換というか、再構築をされるのか。

それから、レモンですけれども、約1,000本今あるということなんですけれども、その現実の収穫量であったり、そこから道の駅のほうにどれぐらい出荷されているのか。

それから、マルシェとありますけれども、女性団体ということでもありますけれども、

具体的にどういうところと提携していこうとお考えなんでしょうか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）野菜の買い取りにつきましては、大平楽のほうでも今やっておると聞いております。要するに、売れ残ると言ったら失礼ですけど、その分について、買い取りの方向を、今書いてあるように検討していこうということで、出荷を促すための一つの方法としてやっっていこうということで、今、計画では上げさせていただいております。

レモンにつきましては、ここに書いておりますとおり、町の振興作物の一つと位置づけて、今、振興している作物でございます。二、三年したらとれるということで、済みません、今、量的には把握しておりませんが、1,000本ぐらいを植えつけているということは確認しておりますが、1本当たり何キロというのは、済みません、今、資料がございませんので、申しわけございませんが、量的には把握しておりません。

それとマルシェにつきましては、フェイスブック等で出ておりますが、直売所のマルシェの定期開催につきましては、今、道の駅の運営には直接携わっておりませんが、京築の女性の団体がございまして、その方たちと協議しながら実施していこうと駅長と話しております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）先ほど答弁あったとおりでございますけれども、要はこれを誰がつくったかと最初に聞きましたけれども、しんよしとみの駅長ですね、頑張っていたかとは思いますが、その道の駅にかかわるスタッフの方の総意というか、きちんと合意形成ができてこの事業計画ができていますかどうか。それに行政の方も入っていらっしゃると思うんですけども、なかなかやっぱり皆さん御心配があるとおり、相当頑張らないとこの計画は達成できないと思います。それでも、もう出ている結果は変えられませんし、これから本当にどうやってよくしていくかというところをしっかりと検討していただきたいと思います。

その中で、この事業計画がありますけれども、もっともっと具体的に。ここは大きな計画かと思っておりますけれども、着実に計画というか数値の目標について、駅長一人がばたばたしたり、行政の担当者の方が一人ではばたばたするというのではなくて、道



の駅全体として皆さんでこの計画を実現できるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○議長（安元慶彦君）答弁は要るのですか。

○1番（岩花寛之君）もしあれば。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）今、御意見いただきましたことを肝に銘じまして、そして直売所の、道の駅の職員の方々にも、十分この内容を周知していただくように、再度確認いたしまして、この目標を達成できるように、道の駅、行政ともに頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。議案内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）それでは、議案第29号について御説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成29年6月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて、本町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書をつけております。平成29年3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページから、上毛町条例第10号、上毛町税条例の一部を改正する条例、これが1ページから11ページまで、それから新旧対照表が12ページから35ページまでおつけしておりますが、改正内容の項目が多くありますので、お手元のほうにお配りしております6月議会説明資料のほうで概要を説明させていただきます。

6月議会説明資料の1枚をはぐっていただきますと、町条例改正関係でございますが、まず1番の個人住民税関係では、条例の第33条、それから第34条の9、附則の16条の3、附則の第20条の2、附則の第20条の3におきまして、上場株式等の配当、譲渡所得等について、所得税と住民税で別の課税方式の選択が可能となる見直しを行うものでございまして、今回の改正によりまして確定申告提出後でも特定配当等申告書、特定株式等譲渡所得金額申告書、条約適用配当等申告書を提出することによりまして、申告書に記載された事項をもとに課税ができること等を明確にし、事実上、課税方式を選択可能とするものでございます。

続きまして、附則5条では、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除の見直しが行われたことに伴い、配偶者の定義が変更され、それに伴う所得割の非課税規定の整備を行っております。控除対象配偶者を同一生計配偶者と改めております。

この改正につきましては、平成31年1月1日からの適用となっております。

続きまして、附則第8条でございますが、肉用牛の販売による事業所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。

平成30年度を平成33年度に改めております。

続きまして、附則第17条の2の改正では、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限の3年間延長するものでございまして、平成29年を平成32年度に改めております。

続きまして、(2)の法人・町民税関係でございますが、第48条、第50条の改正では、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の文言等の修正を行っております。取り扱いについては変更がないということでございます。

続きまして、固定資産税関係でございます。

第61条の2、附則第10条の2の改正例では、わがまち特例の割合を定める規定で、参酌割合で定めております。

61条の2につきましては新設されておりました、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のように、直接供する場合に家屋と償却資産の課税標準価格を2分の1とするものでございます。附則10条の2の15項では、平成29年4月1日から平成32年3月31日の間に、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けた者が一定の事業所内保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合に、固定資産税を5年間、2分の1とするものでございます。

続きまして、16項でございますが、これにつきましては、緑地保全、緑化推進法人で市民緑地の用に供する固定資産税につきまして課税を3分の2とするものでございます。

第63条の2でございますが、この改正では、地方税法の改正により、超高層建物、これは60メートル以上のものの補正率が規定をされました。また、条とは別に、税額の按分方式について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定がなされております。この改正につきましては、平成30年度以降の固定資産税から適用されます。

続きまして、第61条、第63条の3、第74条の2の改正でございますが、これにつきましては、熊本地震を初め、災害が頻発していることを踏まえ、税制上の対応についてあらかじめ手当をしておくことが適当なものについて、規定を常設化することとされております。この規定につきましては、平成28年4月1日以降に発生した災害から適用されます。

その61条の8項でございますが、災害により損失した家屋、償却資産で、代がえ家屋、焼却支資産の固定資産税を4年度分につきまして2分の1とするものでございます。

第63条の3につきましては、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている一定の土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従来の共用土地に係る税額の按分方式と同様の扱いをするというものになっております。

74条の2項につきましても、災害等の事由により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供された土地が、被災市街地復興推進地域に定められた場合において、災害等発生後4年度に限り、特例を適用するものとなっております。現在では、改正前になりますが、それは2年度分だけになっているものを、今回4年度分まで対応することとな

っております。

附則10条の3の改正では、震災改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが、提出する申告書について規定を行っております。

続きまして、軽自動車税関係では、附則16条の改正におきまして、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、適用期限を2年延長するものでございまして、適用につきましては平成30年、それから31年度分の軽自動車税に適用がされます。

附則16条の2におきましては、平成28年度に発覚した燃料試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課するという措置を講じております。

以上、概略ではございますが、税条例の一部改正についての御説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて、上毛町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて

(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(尾崎幸光君) それでは、議案第30号について御説明をいたします。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。平成29年6月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。先ほどの議案第29号でも御説明しましたが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に交付されたことに伴い、これに準じて、本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

次のページに専決第2号、平成29年3月31日付の専決処分書をおつけしております。

次のページにつきましては、上毛町条例第11号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をつけておりますが、説明につきましては、次の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

上毛町国民健康保険税条例新旧対照表でございますが、23条で国民健康保険税の減額について規定をされております。

第2号では、5割軽減の内容となっております。5割軽減の算定時に被保険者等の数に乗じる金額を26万5,000円から27万円に改正をしております。

それから、第3号では、2割軽減の算定時に被保険者等の数に乗じる金額を48万円から49万円に変更をしております。

この改正は、平成29年4月1日から適用されます。今回の国民健康保険税の改正は、経済動向等を踏まえ、低所得者に係る保険税の軽減を拡充する改正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(安元慶彦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) これから議案の委員会付託を行います。

6月2日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しておりますが、運営資料の4ページ、委員会付託表をごらんください。付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第33号、議案第34号の2件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

議案第32号は、文教・厚生常任委員会へ。

議案第31号は、予算決算常任委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長(安元慶彦君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料5ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営員会で決定いただいた日程のとおり決定いたし

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。御苦勞でした。

散会 午前11時22分

平成29年6月6日